

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">砂 利 採 取 法 運 用 要 領</p> <p>第 2 章 砂利採取業者の登録</p> <p>7 登録</p> <p>(1) 登録先 (略)</p> <p>(2) 登録の申請（登録申請手数料……条例第 2 条別表第 1 <u>また</u> <u>は別表第 1 の 2 の右欄</u>） 砂利採取業者の登録を受けようとする者は、「砂利採取業者登録申請書（様式第 1 号）」に、別表 1 に掲げる書面等を添付して申請しなければならない。 <u>なお、申請にあたっては受取希望申請書（様式第 27 号）を併せて提出しなければならない。</u></p> <p>(3) 登録の通知 (略)</p> <p>8 登録の変更等（略）</p> <p>9 砂利採取業の廃止（略）</p>	<p style="text-align: center;">砂 利 採 取 法 運 用 要 領</p> <p>第 2 章 砂利採取業者の登録</p> <p>7 登録</p> <p>(1) 登録先 (略)</p> <p>(2) 登録の申請（登録申請手数料……条例第 2 条別表 <u> 1</u> _____） 砂利採取業者の登録を受けようとする者は、「砂利採取業者登録申請書（様式第 1 号）」に、別表 1 に掲げる書面等を添付して申請しなければならない。</p> <p>(3) 登録の通知 (略)</p> <p>8 登録の変更等（略）</p> <p>9 砂利採取業の廃止（略）</p>

10 砂利採取業務主任者試験等

- (1) 試験（試験手数料……条例第2条別表第1または別表第1の2の右欄）

砂利採取業務主任者試験の日程等については、県報により公告する。

試験を受けようとする者は、「受験願書（様式第7号）」に写真を添付し、本課または県民センターへ申請しなければならない。

なお、申請にあたっては受取希望申請書（様式第27号）を併せて提出しなければならない。

- (2) 合格証の交付
(略)

第3章 採取計画の認可等

11 採取計画の認可等

- (1) 採取計画認可申請（認可申請手数料……条例第2条別表第1または別表第1の2の右欄）

法第16条の規定により採取計画の認可申請を行おうとする者は、「砂利採取計画認可申請及び変更手続き要領」に基づき「採取計画認可申請書（様式第9号）」を作成し、必要書類を添付のうえ提出しなければならない。なお、原則として認可申請は所属する協同組合、当該組合の組合員又は当該

10 砂利採取業務主任者試験等

- (1) 試験（試験手数料……条例第2条別表1）

砂利採取業務主任者試験の日程等については、県報により公告する。

試験を受けようとする者は、「受験願書（様式第7号）」に写真を添付し、本課または県民センターへ申請しなければならない。

- (2) 合格証の交付
(略)

第3章 採取計画の認可等

11 採取計画の認可等

- (1) 採取計画認可申請（認可申請手数料……条例第2条別表1）

法第16条の規定により採取計画の認可申請を行おうとする者は、「砂利採取計画認可申請及び変更手続き要領」に基づき「採取計画認可申請書（様式第9号）」を作成し、必要書類を添付のうえ提出しなければならない。なお、原則として認可申請は所属する協同組合、当該組合の組合員又は当該

組合に所属しない登録業者との共同申請であること。(この共同申請者は、認可業者と共同して砂利採取を行うという趣旨ではなく、砂利採取跡地の適正な埋め戻しを保証する者として申請させるものである。)

また、本課へ当該申請を行なうにあたっては受取希望申請書(様式第27号)を併せて提出しなければならない。

認可申請については、次の事項に留意する必要がある。

① 砂利の採取

砂利の採取を行わず、砂利の洗浄のみを行う者も、採取計画の認可を必要とする。

② 砂利採取場

ア 砂利の採取を行う場所をいい、国有地、民有地、自己所有地の如何を問わない。他の法令により許可・認可等を要する土地については、その許可・認可等と本法による認可が必要である。

イ 砂利採取場の地理的な範囲は、原則として砂利を採取する場所と同一敷地の範囲であるが、砂利採取場の中を公道が通っている場合等社会通念上一体としてみなされるものであれば、一つの採取場として取り扱うことができる。

(2) ~ (10) (略)

12 採取計画の変更認可等

組合に所属しない登録業者との共同申請であること。(この共同申請者は、認可業者と共同して砂利採取を行うという趣旨ではなく、砂利採取跡地の適正な埋め戻しを保証する者として申請させるものである。)

認可申請については、次の事項に留意する必要がある。

① 砂利の採取

砂利の採取を行わず、砂利の洗浄のみを行う者も、採取計画の認可を必要とする。

② 砂利採取場

ア 砂利の採取を行う場所をいい、国有地、民有地、自己所有地の如何を問わない。他の法令により許可・認可等を要する土地については、その許可・認可等と本法による認可が必要である。

イ 砂利採取場の地理的な範囲は、原則として砂利を採取する場所と同一敷地の範囲であるが、砂利採取場の中を公道が通っている場合等社会通念上一体としてみなされるものであれば、一つの採取場として取り扱うことができる。

(2) ~ (10) (略)

12 採取計画の変更認可等

(1) 申請（変更認可申請手数料……条例第2条別表第1または別表第1の2の右欄）

認可業者が、その認可を受けた採取計画を変更しようとするときは、法第20条の規定により採取計画変更認可申請書（様式第9号の2）を提出しなければならない。

なお、採取期間の変更については、原則として6ヶ月以内とし、その他の変更については、当初の認可期間内とするほか、真にやむを得ないと認められる場合を除き、採取区域の拡大は原則として認めないものとする。

ただし、当該変更によって当該変更に係る採取計画に関し新たに災害が発生する恐れがないもので、知事が認める変更（以下「軽微な変更」という。）についてはこの限りでない。

なお、軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届書（様式第9号の3）を提出しなければならない。

また、本課へ当該申請を行なうにあたっては受取希望申請書（様式第27号）を併せて提出しなければならない。

(2) (略)

第4章～第7章 (略)

付 則

1 この要領は、令和5年7月1日から施行する。

(1) 申請（変更認可申請手数料……条例第2条別表 1 _____）

認可業者が、その認可を受けた採取計画を変更しようとするときは、法第20条の規定により採取計画変更認可申請書（様式第9号の2）を提出しなければならない。

なお、採取期間の変更については、原則として6ヶ月以内とし、その他の変更については、当初の認可期間内とするほか、真にやむを得ないと認められる場合を除き、採取区域の拡大は原則として認めないものとする。

ただし、当該変更によって当該変更に係る採取計画に関し新たに災害が発生する恐れがないもので、知事が認める変更（以下「軽微な変更」という。）についてはこの限りでない。

なお、軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届書（様式第9号の3）を提出しなければならない。

(2) (略)

第4章～第7章 (略)

2 この要領の施行の前に砂利採取業の登録の申請、砂利採取業務主任者の合格証再交付申請書、砂利採取計画の認可の申請及び変更の認可の申請を受理された者については、なお従前の例による。

別表 1・2 (略)

別表 1・2 (略)